

## 各地域別 申告受付日時

### 西条地域

日程	対象地区	時間	会場
2月	16日(水)	9:00~12:00 13:00~15:00	飯岡公民館
	17日(木)		
	18日(金)		
	21日(月)	9:00~12:00 13:00~15:00	スポーツコミュニティセンター (西条西部公園内)
	22日(火)		
	24日(木)		
25日(金)			
28日(月)			
3月	1日(火)	8:30~12:00 13:00~16:00	市庁舎新館 4階 405会議室
	2日(水)		
	3日(木)		
	4日(金)		
	7日(月)		
	8日(火)		
	9日(水)		
	10日(木)		
	11日(金)		
	14日(月) 15日(火)		

### 東予地域

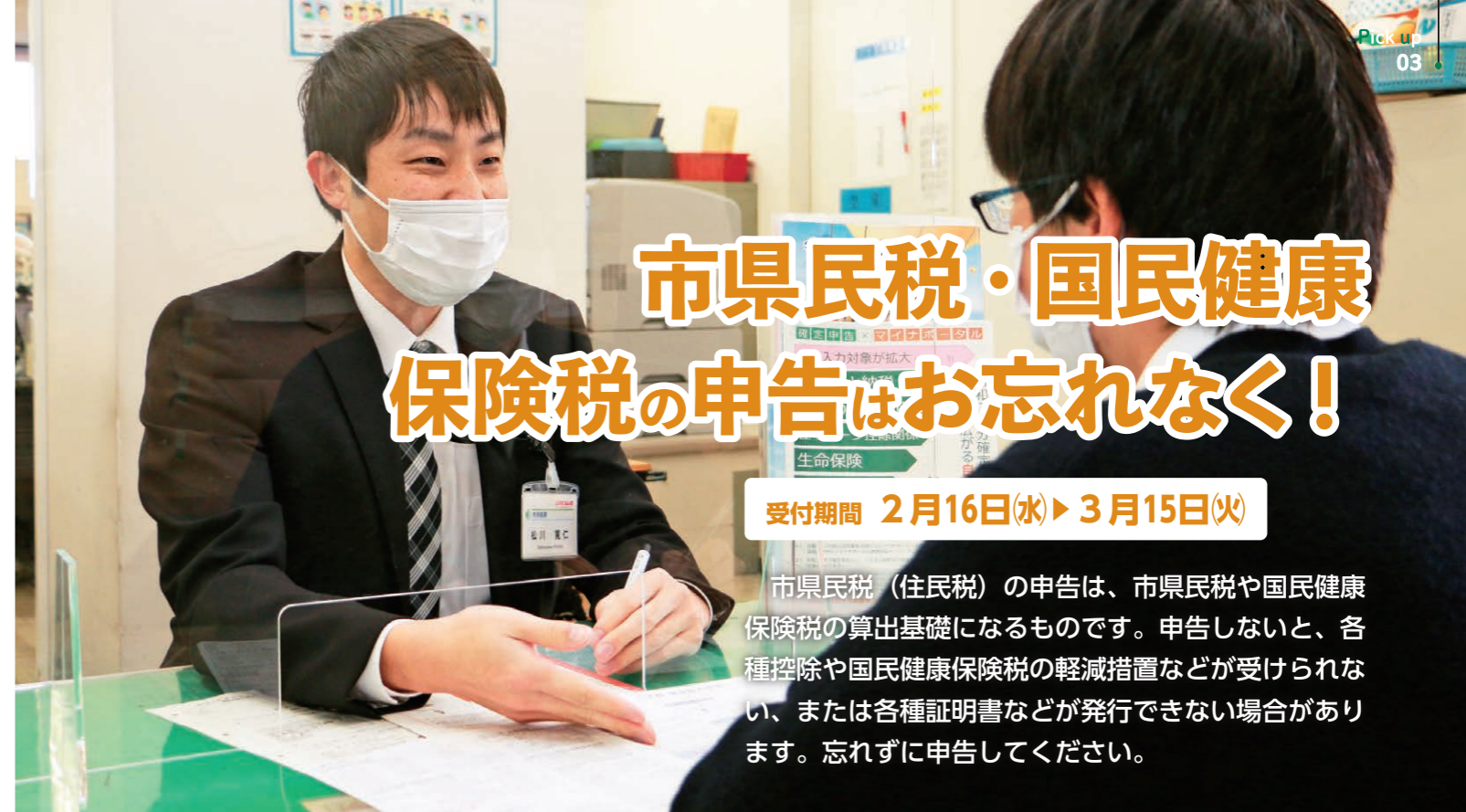
日程	対象地区	時間	会場			
2月	16日(水)	8:30~12:00 13:00~16:00	東予総合支所 3階			
	17日(木)					
	18日(金)					
	21日(月)					
	22日(火)					
	24日(木)					
	25日(金)					
	28日(月)					
	3月			1日(火)	8:30~12:00 13:00~16:00	東予総合支所 3階
				2日(水)		
3日(木)						
4日(金)						
7日(月)						
8日(火)						
9日(水)						
10日(木)						
11日(金)						
14日(月) 15日(火)						

### 丹原地域

日程	対象地区	時間	会場
2月	16日(水)	8:30~12:00 13:00~16:00	丹原総合支所 2階
	17日(木)		
	18日(金)		
	21日(月)		
	22日(火)		
	24日(木)		
	25日(金)		
	28日(月)		
3月	1日(火)	8:30~12:00 13:00~16:00	丹原総合支所 2階
	2日(水)		
	3日(木)		
	4日(金)		
	7日(月)		
	8日(火)		
	9日(水)		
10日(木)			
11日(金)			
14日(月) 15日(火)			

### 小松地域

日程	対象地区	時間	会場
2月	16日(水)	8:30~12:00 13:00~16:00	小松総合支所 4階大会議室
	17日(木)		
	18日(金)		
	21日(月)		
	22日(火)		
	24日(木)		
	25日(金)		
	28日(月)		
3月	1日(火)	8:30~12:00 13:00~16:00	小松総合支所 4階大会議室
	2日(水)		
	3日(木)		
	4日(金)		
	7日(月)		
	8日(火)		
	9日(水)		
10日(木)			
11日(金)			
14日(月) 15日(火)			



# 市県民税・国民健康保険税の申告はお忘れなく!

受付期間 2月16日(水)▶3月15日(火)

市県民税(住民税)の申告は、市県民税や国民健康保険税の算出基礎になるものです。申告しないと、各種控除や国民健康保険税の軽減措置などが受けられない、または各種証明書などが発行できない場合があります。忘れずに申告してください。

### 申告が不要な方

- 税務署で所得税の確定申告をする方
- 収入が年末調整をした給与のみの方
- 年金収入のみで、その金額が次に当てはまり、かつ、所得税が源泉徴収されていない方  
65歳未満…98万円以下 65歳以上…148万円以下  
(年齢は令和3年12月31日現在)
- ※年金収入のみで確定申告が不要な方も、市県民税の申告をすることで、市県民税額が下がる場合があります

### 申告が必要な方

- 令和4年1月1日現在、西条市に住所があり、前年中に次の項目に当てはまる方
- 営業・農業・不動産(地代・年貢などを含む)・日雇い・アルバイトなどの収入があった方
- 給与所得者で、給与以外の収入があった方、2カ所以上から給与を受けている方
- 年末調整で受けたもの以外の控除(医療費控除や寄附金控除など)があった方
- 生命保険満期などの受取金・生命保険契約に基づく年金(個人年金)・配当金などがあつた方
- 収入がなかった方
- ※**持続化給付金、月次支援金、時短要請協力金、雇用調整助成金、「頑張ろう!事業者応援給付金」、「えひめ版応援金」**などを受給した個人事業主は、**事業収入としての申告が必要**(子育て世帯への臨時特別給付金は非課税所得のため申告の必要はありません)

### 税務署での確定申告が必要な方

(市役所では受け付けできない方)

- 青色申告をする方
- 土地建物や株式などの譲渡所得があつた方
- 住宅借入金等特別控除を初めて受ける方
- ※確定申告書第二表「住民税に関する事項」への記入漏れ(16歳未満の扶養親族氏名、住民税の徴収方法の選択、配当割額・株式等譲渡所得割額、寄附金控除額など)がないようご注意ください。申告期限後に申告書を提出した場合や必要事項の記入漏れがあつた場合、住民税に反映されないことがあります

### 伊予西条税務署の申告会場開設期間

- 2月16日(水)~3月15日(火)の平日
- 8時30分~16時(相談開始は9時~)
- 会場へ入るには「**入場整理券**」が必要です。整理券は、会場で当日配付またはオンラインで事前発行します。LINEアプリで国税庁アカウント(右二次元コード)を友だち追加してください。
- ※入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります
- ※自宅で申告書を作成できる国税庁ホームページ「**確定申告書等作成コーナー**」もご利用ください
- 会場内では、マスクの着用をお願いします。
- 問合せ 伊予西条税務署 個人課税部門  
Tel0897-56-3290



### 申告受付期間中の注意

- 12時~13時の間は受け付けを休止します。**会場により受付時間が異なるのでご注意ください。**
- お住まいの地区の日程で都合がつかない場合は、別の会場でも申告できます。
- 期間中は、税務担当職員が各会場に出向くため、市庁舎・各総合支所の税務窓口での申告受付はできません。

問合せ ○市庁舎本館2階 市民税課 Tel0897-52-1317 ○東予総合支所 総務課税務係 Tel0898-64-2700  
○丹原総合支所 総務課税務係 Tel0898-68-7300 ○小松総合支所 総務課税務係 Tel0898-72-2111

## 新型コロナウイルス 感染症対策のお願い

申告会場では、感染症拡大防止のため、職員のマスク着用、手洗い、アルコール消毒、定期的な換気を実施しています。来場される方もマスクの着用、検温、手指の消毒、来場記録表の記入にご協力ください。

### ▶ 次のいずれかに当てはまる方は来場をお控えください

- 発熱、咳、喉の痛み、息苦しさ、だるさなどの症状がある方
- 同居家族や身近な知人に新型コロナウイルス感染の疑いがある方
- 過去2週間以内に、感染が拡大している地域・海外を訪問した方

### ▶ 混雑の緩和にご協力ください

- 医療費控除を受けるには「医療費控除の明細書」に必要事項を記入し、申告書への添付が必要です。必ず事前に記入・作成してからお持ちください。
- 市県民税・国民健康保険税の申告書は、郵送でも提出できます。なお、所得税の確定申告書は、所轄の税務署にご提出ください。

## ☑ 申告に必要なもの

- ☐ **個人番号を確認できる書類および本人確認書類**  
マイナンバーカードまたは通知カードと免許証など
- ☐ **税務署から届いた**  
「令和3年分確定申告のお知らせ」はがき
- ☐ **e-Tax（国税電子申告納税システム）**  
利用者識別番号（ID）・パスワード  
※税務署から交付されている方のみ
- ☐ **扶養親族などとして申告する人の個人番号が分かるもの**
- ☐ **収入（所得）を証明する書類**
  - 令和3年中に支払いを受けた給与・公的年金・配当などの源泉徴収票、支払調書、支払証明書など
  - 収支内訳書とその立証資料（営業・農業・不動産収入のある方）
- ☐ **控除を証明する書類**
  - 生命保険料・地震保険料などの控除証明書
  - 国民年金保険料などの支払証明書
  - 医療費控除の明細書（医療費控除を受ける方）  
※必ず事前に記入・作成してください
- ☐ **申告者名義の金融機関・口座番号が分かるもの**  
所得税の還付が生じた際に必要です

## 自宅でも簡単！ スマートフォンで確定申告をしよう！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って入力するだけで申告書が作成できます。作成した申告書は、e-Taxを利用して送信できるほか、印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

### ▶ 1月からスマホ専用ページが機能拡大しました

- カメラ機能を使った源泉徴収票の自動入力ができます。
- 給与所得、雑所得（年金など）および一時所得（保険金など）の申告に加え、特定口座年間取引報告書（上場株式等の譲渡所得等・配当所得等）、上場株式等の譲渡損失額（前年繰越分）および外国税額控除の申告ができます。
- 申告できる所得控除の制限はありません。医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除も申告できます。

### ▶ e-Taxを利用する際の注意事項

**マイナンバーカードかID・パスワードが必要です。**

※マイナンバーカードを使う場合、**スマートフォンがマイナンバーカードの読み取りに対応している必要があります**

※ID・パスワードは、税務署で即日発行できます。**申告されるご本人が運転免許証などの本人確認書類を持って、お近くの税務署にお越しください**

▶ 問合せ 伊予西条税務署個人課税部門 Tel.0897-56-3290



スマホでの  
申告が便利です！

